

吉井地区体育施設使用料

1 施設使用料

区 分			使用料	
			市民 (市内の団体)	市民以外の者 (市外の団体)
吉井北部運動広場	1/4面	1時間につき	150円	270円
	半面	1時間につき	300円	540円
	全面	1時間につき	420円	750円
吉井野球場		1時間につき	490円	790円
吉井ソフトボール場		1時間につき	300円	540円
吉井テニスコート		1面1時間につき	160円	300円

備考

- 1 高校生（中等教育学校の後期課程の在生を含む。）以下の使用については、規定の使用料の半額とする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数がある場合は、これを1時間として計算する。
- 3 佐世保市吉井地区及び世知原地区体育施設条例第3条に規定する使用時間以外の時間に使用する場合の使用料は、規定の使用料に2割を加算した額とする。
- 4 やむを得ない理由により使用期間以外に使用する場合の使用料は、規定の使用料に2割を加算した額とする。

2 ナイター照明料金

区 分	ナイター照明料金	
吉井ソフトボール場	30分につき	1,540円
吉井テニスコート	1面(照明8個)30分につき	260円

問い合わせ先

教育委員会スポーツ振興課	電話：0956-24-1111（内線3131～3134）
吉井地区コミュニティセンター	電話：0956-64-2100